

開 会 の 宣 言

事務局 只今から令和3年3月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は2番青木一巳委員と、3番畑中安生委員にお願いします。会議書記は事務局職員の後小路さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は7件でございます。
「議案第1号、通り番1から7を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

5番委員発言 通り番1について説明いたします。
通り番1について、山崎委員が欠席のため私から説明いたします。
譲渡人■■■■氏の夫の兄弟の子が譲受人■■■■氏という関係で、遺言による特定遺贈という事でございます。
間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、委員の説明が終わりました。委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、つづきまして、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2及び3

4番委員発言 通り番2及び3について続けて説明いたします。
通り番2について、譲渡人■■■■氏は遠方にお住まいで、耕作管理できないことから、近隣にお住いの譲受人■■■■氏に贈与するものです。
通り番3についても同様の理由で、譲受人■■■■氏に贈与するものです。場所は、10号線から大村の入り口の交差点を入り東側の農道を入ったところでございます。間違いありません。宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2及び3について、説明が終わりました。他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4及び5

6番委員発言 通り番4及び5について続けて説明いたします。

通り番4について、譲渡人■■■■氏は、高齢で施設に入っており、耕作管理ができないため、譲受人■■■氏と売買するものです。場所は、三楽のお宮の東側になります。通り番5について、譲渡人■■■■氏と譲受人■■■氏は親子であります。■■氏も高齢であるため、贈与するとの事です。間違いありませんのでご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号の通り番4及び5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、つづきまして、通り番6について、地元委員の説明をお願いします。

通り番6

9番委員発言 通り番6について説明いたします。

通り番6について、譲渡人■■■■氏と譲受人■■■氏は親戚という関係で、耕作管理ができないため、贈与するものです。場所は挾間のお宮から千手観音に行く道の間地点にあります。

間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、つづきまして、通り番7について、地元委員の説明をお願いします。

通り番7

2番委員発言 通り番7について説明いたします。

通り番7について、譲渡人■■■■氏から譲受人■■■氏への贈与という事で申請されております。場所は合岩中学校の道の下、昔、合河保育園があったのですがその隣接する土地付近となります。申請地につきましては、筆界未定の筆がありますが、審査会において、譲渡人、譲受人、双方に筆界未定であることを承知の上での申請であることを確認いたしました。また、筆界付近はここであるというところを聞き取りと、図面上で確認いたしましたので、農地法第3条第2項第1号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えております。

間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番7について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から7は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から7について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から5までを、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。通り番1について、私の方が利害関係人ですので、退席いたします。（議長退室）

2番委員 それでは、通り番1について、私が議長代理を行います。地元委員の説明をお願いします。

通り番1

4番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。
通り番1について、譲受人■■■■■■■■が太陽光発電施設を設置するため、譲渡人■■■■氏と売買するとの申請でございます。場所は大村入り口交差点を入り、800m程行ったところに前川交差点の前に抜ける道があります。そこを入ったところでございます。近隣の畑は、以前は荒れ地でございました。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

2番委員 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、松本委員の入室を許可します。（議長入室）

議長 それでは、つづきまして、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2及び3

12番委員発言 通り番2及び3について続けて説明いたします。
通り番2について、譲渡人■■■■氏の畑を譲受人■■■■■■■■が購入し、従業員の駐車場として使用するものです。申請地は道路整備時に半分買収された土地で畑としての利用は難しいという事で、始末書も添付されております。場所は豊前郵便局交差点から西側に400m程行った右手のいろは食肉店とキリスト教教会の間に位置し、■■■■■■■■はこのいろは食肉店を経営しております。つ

づきまして、通り番3ですが、譲渡人■■■■氏の畑を譲受人■■■■氏が買い受けて駐車場として転用するものでございます。■■氏は■■自動車工場を営んでいるとの事です。この土地もすでに畑としての利用は難しく、始末書が添付されております。場所は旧国道赤熊、一本松の交差点を中津方面に100m程行った右手にあります。どちらも用途区域内であり転用するにあたり問題もありません、間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第2号の通り番2及び3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、つづきまして、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

6番委員発言 通り番4について説明いたします。

通り番4について、譲渡人■■■■氏は八幡にお住まいで、譲受人■■■■氏が個人住宅建設のため購入するとの事です、間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第2号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので、つづきまして、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

2番委員発言 通り番5について説明いたします。

通り番5について、譲渡人■■■■氏の畑を譲受人■■■■氏が購入し、駐車場にするという申請でございます。場所は合岩小学校に行く途中にある■■氏宅の隣接地となります。現在、畑として利用できる状態ではなく、駐車場となっており、始末書も添付されております。間違いありませんので宜しくご審議をお願いいたします。

議長 議案第2号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1から5について、原案通り可決し県に進達いたします。

議長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通じた所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第4号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読をお願いします。

事務局 「議案第4号、非農地証明交付申請の承認について通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第4号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

6番委員発言 通り番1について説明いたします。

通り番1について、所有者■■■■氏は愛知県の方にお住まいです。審査会終了後事務局と現地確認をいたしました。昭和55年に農地法第5条許可により■■氏を取得しましたが、当初の目的である個人住宅が建築できず、造成のみとなっております。それから20年以上経過しており、農地への復旧も困難であるため非農地としてお願いしたいという事でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案第4号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の非農地証明交付申請の承認について、原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 議案第5号 空き家に付随した農地の指定についてですが、地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案5号の空き家に付随した農地の指定については原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号については原案通り可決することにいたします。

議長 議案第6号 豊前市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について説明いたします。平成28年に農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることとされており、平成30年に豊前市「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」が策定されたところです。この指針は当時、平成35年、今でいうと令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに、検証及び見直しを行うものとされており、本年度がそれにあたるため、改正を行うものです。

議案1 ページの中ごろ、「具体的な目標と推進方法」の「遊休農地の発生防止・解消について」下段表中をご覧ください、当初平成29年4月の時点で遊休農地面積が約69.9ヘクタールありました。平成35年4月の目標を50パーセントの35.0ヘクタールとし、3年後の目標は52.5ヘクタールでした、改正時の現状と比較すると、目標未達となっております。そのため、令和8年を目標年とし、遊休農地が現状の50パーセント以下になるように目標設定したいと思います。次に、「担い手への農地の利用集積・集約化について」でございます。平成29年4月の時点で約551ヘクタールの集積があり、集積率は約26.5パーセントとなっております。当初平成35年4月の目標を651ヘクタールに設定してございました。これは「第5次豊前市総合計画後期基本計画」に基づく目標集積面積と同じ数値です。今般、3年後の目標と改正時の現状を比較しますと、目標を達成しております。令和5年の目標は当初と変わらず651ヘクタールとし、その後毎年度20ヘクタールの集積を目指し令和8年に711ヘクタールの目標値としております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局から説明がありましたが、何か意見・質問はございませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第6号の豊前市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について、原案通り可決いたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって3月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
10時30分閉会を宣言する。